

# 序 章 計画の目的と構成

## 1. 計画の目的

### 1-1. 計画の背景と目的

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正において、新たに位置づけられた都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、「市町村総合計画」や平成12年の都市計画法改正において位置づけられた、広域的視点から都市計画区域<sup>\*</sup>の整備、開発及び保全の方針を都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」（法第6条の2）などの内容に即し、都市づくりの方向性を示すものです。

旧五所川原市では、これまで総合計画等により計画的なまちづくりに取り組んでまいりましたが、都市計画マスタープランが策定されておりました。

平成17年3月28日に旧五所川原市と北津軽郡金木町、市浦村との合併により、新しい五所川原市がスタートしていることから、改めて市域全体の社会経済情勢、環境問題、ライフスタイルの変化、まちづくりに対する住民ニーズ<sup>\*</sup>の多様化などの現状を確認し、それらに対応する新たなまちづくりの計画が必要となっています。

以上のことから、本計画は、市域全体の将来目指すべき都市の姿（将来都市像）を示し、市民の安全安心、快適な暮らしが持続可能となるまちづくりの基本的な方針を定めることを目的とします。

### 1-2. 計画の対象地域

都市計画マスタープランは、都市的土地利用と自然的土地利用、交通体系、景観形成など都市を構成する全ての要素を考慮する必要があることから、五所川原市全域を本計画の対象地域とします。

### 1-3. 目標年次

本計画の計画期間は概ね20年とし、目標年次は平成45年（西暦2033年）とします。

なお、今後の社会経済情勢や住民のまちづくりに対するニーズなどの変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

注：\*印が付されている用語は、参考資料に用語解説が記載されています。

### 1-4. 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「五所川原市総合計画」、「国土利用計画」（市計画）等との整合性を図りながら、特にまちづくりに関する方針を定めます。

また、広域的な視点から県が定める「青森県都市計画マスタープラン」、「五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。

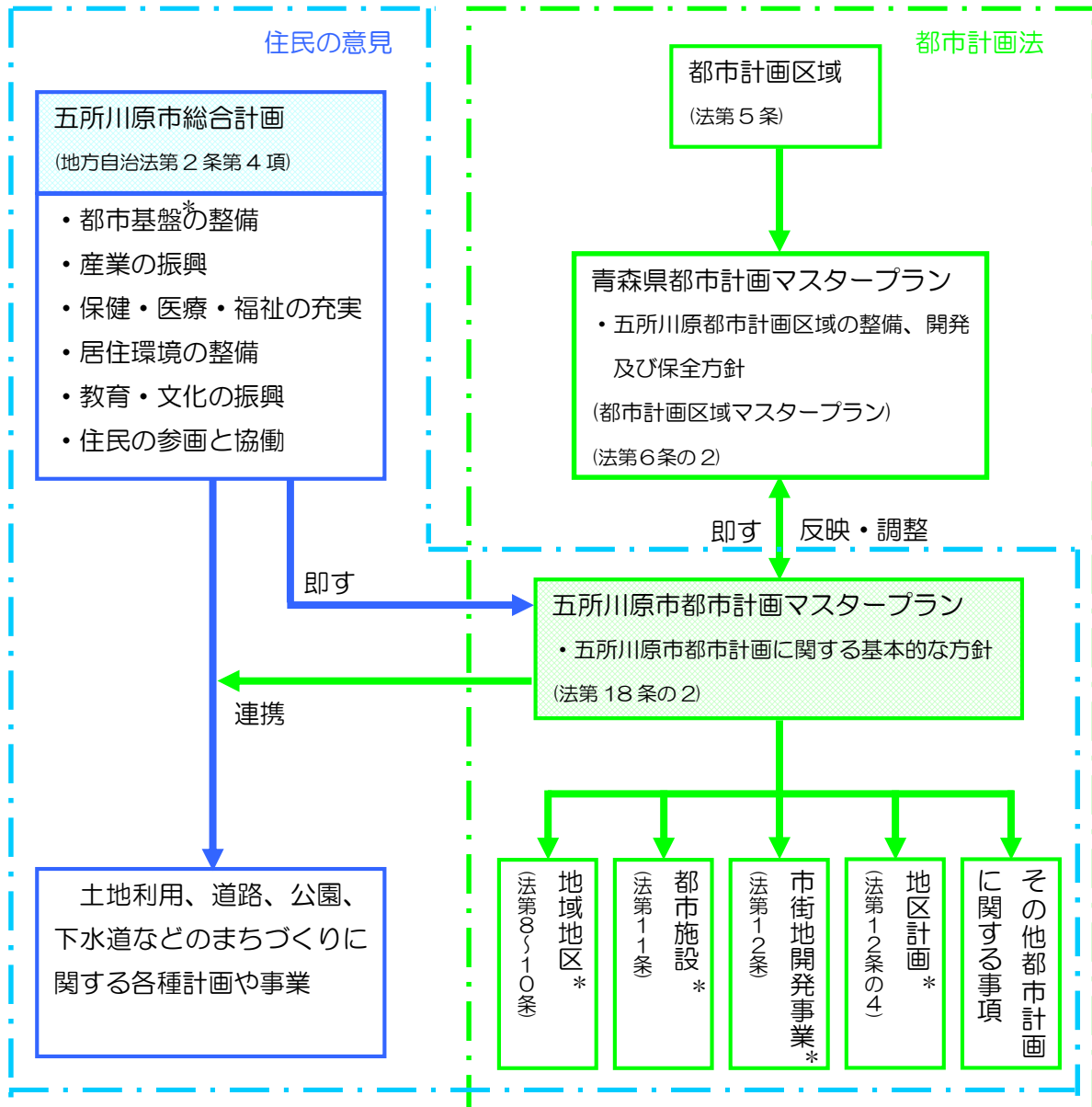
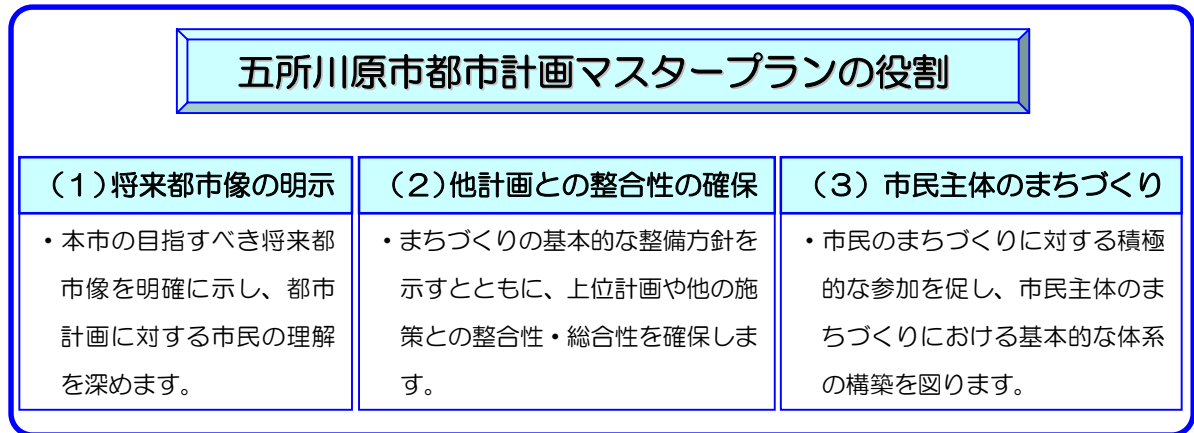


図 序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

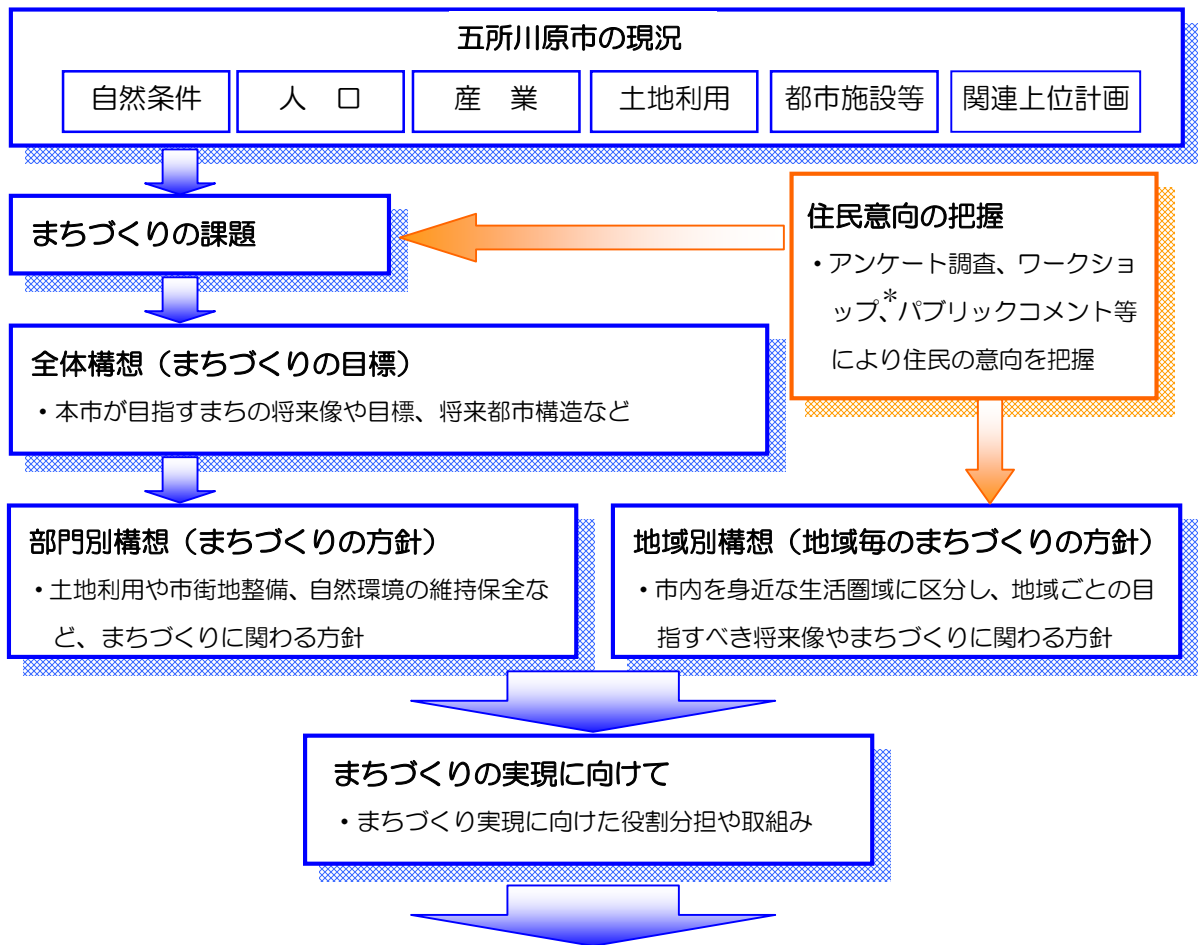
## 1-5. 計画の役割

本計画は、以下に示す3項目を着目点として策定します。



## 2. 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。



# 五所川原市都市計画マスタープラン

図 序-2 都市計画マスタープランの構成

### 3. 策定体制

都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民の意見を反映した計画とするため、市民に対してアンケート調査の実施や市民参加のまちづくりワークショップの開催など、市民のまちづくりに対する意向の把握に努めながら、策定をすすめてきました。

また、庁内の調整組織として関係各課の代表からなる「庁内検討会議」を設置するとともに、本市の都市計画に関する様々な議案を検討する「都市計画審議会」において、都市計画マスタープランを多角的な観点から検討してきました。

## 五所川原市都市計画マスタープラン策定

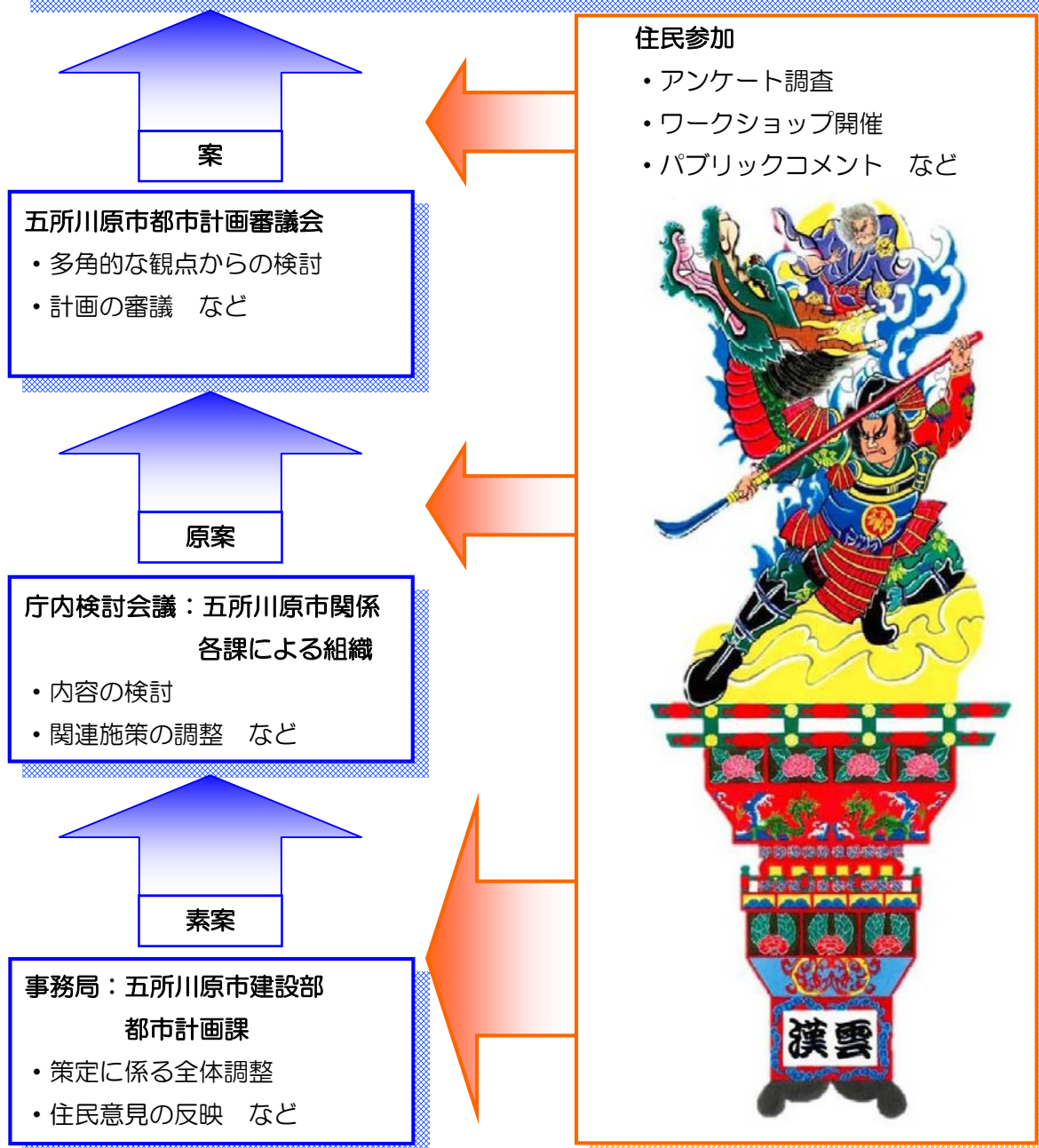


図 序-3 都市計画マスタープランの策定体制

## 4. 文章表現

五所川原市都市計画マスタープランでは、各文章表現において、実施主体や計画の熟度に従った表現方法を用いています。表現方法によって、市民・事業者等と行政の役割分担などがわかるように整理しています。

表 序-1 文章表現一覧表

表現方法	実施主体	計画熟度
～目指します。 ～図ります。	・市が主体、市民や事業者と協働	・目標、方向性に関する事項
～育みます。	・市民や事業者と協働	
～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	・市が主体	・既に事業着手されている事項 ・優先的に取り組む事項 ・総合計画に位置づけられている事項
～努めます。	・市が主体	・目標達成に時間がかかると思われるが、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	・主体が決定していない	・目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民や事業者との協議・調整・検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。 ～働きかけます。	・市が市民や事業者の取り組みを誘導・促進	
～支援します。	・市が市民や事業者の活動を支援	